

「商標行政法執行証拠基準規定(意見募集稿)」起草説明

商標行政法執行の専門的指導を強化し、法執行基準を統一し、商標の違法事実を正確に認定し、証拠の収集、審査、認定を規範化するため、国家知識産権局は、「商標行政法執行証拠基準規定」(以下、「証拠規定」と略称)を起草した。以下の通り、関連状況を説明する:

一、「証拠規定」制定の必要性

(1)「証拠規定」は、中国共産党中央、国務院の政策決定と配置を貫徹、実行する必要がある。共産党第20回党大会報告では、「知的財産権の法治保障を強化し、包括的なイノベーションを支援する基本制度を形成する」と強調した。共産党中央と国務院が印刷・配布した「知的財産権強国建設要綱(2021-2035年)」は、「統一的で協調された法執行基準、証拠規則、判例指導制度の確立」を求めている。共産党中央弁公庁、国務院弁公庁の「知的財産権保護の強化に関する意見」は、「証拠基準の厳格な規範化」、「司法、行政法執行、仲裁、調停などの異なるルートの証拠基準の規範化」を求めている。「証拠規定」は、商標行政法執行標準システムをさらに改善させる、共産党中央、国務院の政策の決定と配置を貫徹、実行する重要な業務措置である。

(2)「証拠規定」は、質の高い発展を推進するために必要である。今年に入ってから、共産党中央、国務院は経済社会の質の高い発展を推進することをめぐり一連の重要な文書を発表した。共産党中央、国務院が公布した「民間経済の発展・成長の促進に関する意見」は、「知的財産権保護システムを持続的に改善し、知的財産権侵害と行政非訴追執行のための迅速な処理メカニズムを確立しなければならない」と提案している。国務院の「外国企業投資環境のさらなる最適化による外国企業投資誘致の強化に関する意見」は、「知的財産権の迅速な協同保護メカニズムを健全化し、事実が明確で、証拠が確実な事件に対して、法に基づき処理進度を加速させる」ことを求めている。「証拠規定」は、商標行政法執行における証拠の種類と要件、証拠の収集、審査と認定などの面の内容をさらに明確にし、商標行政法執行規則の要件を明確にし、事業主体の合法的権益を保障することで、事業主体の活力をさらに引き出し、良好なビジネスとイノベーション環境を構築し、新しい発展構造の構築に支援し、質の高い発展を推進するための実務的措置である。

(3)「証拠規定」は、商標法執行の専門的な指導を強化するために必要である。一方で、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国行政処罰法」などの法律は証拠に対する規定が比較的原則で上位概念であり、さらに細分化する必要がある。一方、商標行政法執行法には専門的な証拠規定が制定されておらず、商標法執行担当部門に対する統一的な法執行ガイドラインが不足している。共産党中央と国務院が印刷・配布した「党と国家機構改革計画」は、「知的財産権管理体制の整備」、「商標、特許などの分野における法執行職責は引き続き市場監督管理の総合法執行チームが担当し、関連法執行活動は国家知識産権局の専門指導を受ける」ことを求めている。「証

「証拠規定」は、商標行政法執行基準の重要な側面として、比較的を絞った、実行と効果があり、商標行政法執行分野の証拠規則の不足を補い、商標行政法執行の証拠内容と要件を改善し、商標行政法執行の事件処理効力を強化し、行政法執行事件の十分な証拠、正確な特徴付け、効率的な処理を確保させることとなる。「証拠規定」の制定・公布は、商標法執行の専門的指導を強化し、関連法律規定を貫徹し、厳格で標準化され公正かつ文明的な法執行を包括的に推進するための強力な措置である。

二、起草過程

2022年7月、国家知識産権局は商標行政法執行証拠規則の研究活動を開始し、関連事業単位及び学術機関に商標行政法執行証拠の法理学分析と実証分析プロジェクトの研究を委託し、現行の法律、法規、規則に基づき、最高人民法院、最高人民検察院、公安部が公布した関連文書を参考に、商標行政法執行関連行政の回答、典型的事例及びファイルを参照し、商標行政法執行における証拠の難点、問題点、障害及び法執行実務における新たな状況、新たな問題に対し、2023年9月に「証拠規定」が作成された。

三、主な内容

「証拠規定」は、全5章46条である。第一章は総則で、目的と法律根拠、適用主体と事件範囲、証拠の概念などの内容を明確に制定している。第二章は証拠の種類と要件で、証拠の種類、書類、物証、視聴覚資料、電子データ、証人の証言、当事者の陳述、鑑定意見、検証調書、現場調書、外国の証拠などの内容を明確にしている。第三章は証拠の収集で、商標法執行担当部門の証拠収集の職権を明確にし、証拠収集の一般要件、サンプリング、オフサイトでの証拠収集、特殊なグループに対する証拠収集の要件、事前登録保存、現場での事前登録保存、事前登録保存の要件、インターネット情報システムと専門知識人員の招聘による電子データ収集、インターネットでの電子データ採取、インターネットでのオンライン採取の完全性の確保、ビデオ録画などの方法で記録された内容、電子データ採取の完全性を保護する方法などの内容。第四章は証拠の審査と認定で、証拠審査の一般的要件、全面審査、真实性審査、合法性審査、関連性審査、直接認定された証拠、その他部門の証拠の採用、一方が認めた証拠の効力、確定根拠にならない証拠、単独で確定根拠にならない証拠、異なる状況の証明力、判定意見の審査、電子データの真实性の審査、電子データの完全性の審査、原本と同等の証明力を有する状態、当事者の陳述前後の矛盾の処理、証拠として使用できない鑑定意見など。第五章は附則で、主に解釈単位、実施時間などの内容を含む。

四、参考と引用した法律法規部門規則及び司法解釈

1. 中華人民共和国商標法
2. 中華人民共和国行政処罰法
3. 中華人民共和国行政強制法

4. 中華人民共和国行政再議法
5. 中華人民共和国行政訴訟法
6. 中華人民共和国商標法実施条例
7. 馳名商標認定と保護規定
8. 団体商標、証明商標登録及び管理弁法
9. 商標印刷管理弁法
10. 市場監督管理行政処罰手続き規定
11. 最高人民法院による行政訴訟証拠に関する若干の問題に関する規定
12. 最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定
13. 最高人民法院による「中華人民共和国行政訴訟法」の適用に関する解釈
14. 人民検察院行政訴訟監督規則
15. 刑事事件の処理での電子データの収集・採取と審査・判断における若干の問題に関する規定

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/2/art_78_188857.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保証するものではないことを予めご了承下さい。